

この刑事裁判では、もっと司法をみんなで担おうという狙いで2009年から**裁判員制度**が行われている。これは自分が居住する地域で起こった殺人や強盗などの凶悪犯罪について**一般の人**（20歳以上の有権者）が**裁判で判決と刑罰を決めるという制度**なんだ。

裁判員裁判の仕組み

・ **裁判員裁判は刑事裁判の第一審だけ！**
民事や行政裁判では行われない。また、二審以降はプロの裁判官だけで行われる

・ **裁判員裁判にもプロの裁判官はいる**
裁判員裁判は一般人の裁判員6名、プロの裁判員3名で行われる。
判決は有罪でも無罪でも**必ず1人以上のプロの裁判官がいなければならない**。（裁判員だけでの決定はできない）

民事裁判は“権利”を争う戦い

もう一つのメジャーな裁判、民事裁判の構図はこうだ。

原告

自分に権利があること、もしくは義務が無いことを確認したい。

VS

被告

相手には権利が無いこと、もしくは自分に義務が無いことを要求する。

民事裁判は借金問題、相続問題から庭の境界線や離婚訴訟まで様々だ。個人や企業が「訴える！」と言え裁判がスタートしてしまうので**訴訟の数は圧倒的に民事裁判が多い**んだよ。

へえ、そうなんだ。
テレビとか見てたら刑事裁判の方が
多いのかなって思ったよ。

